

# 渋谷区集合住宅駐車施設附置要綱

改正 平成 5 年 5 月 17 日  
改正 平成 12 年 4 月 1 日  
改正 平成 15 年 1 月 1 日

## (目的)

第1条 この要綱は、区内の集合住宅に附置する駐車施設に関する必要な基準を定めることにより、駐車施設の適切な確保をすることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)並びに駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 集合住宅とは、寮及び共同住宅、寄宿舎及び長屋をいう。
- 二 駐車場整備地区等とは、駐車場法第 3 条に規定する駐車場整備地区並びに都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。
- 三 駐車施設附置率とは、集合住宅の住戸又は住室の数(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その住戸又は住室の数の合計)に対する駐車施設の数の割合をいう。

## (適用区域)

第3条 この要綱は、建築物の敷地が、駐車場整備地区等以外の区域内にある場合に適用する。

## (対象建築物)

第4条 この要綱の対象建築物は、令第 149 条第 1 項各号に掲げる建築物及び渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関す

る条例第 3 条の建築物を除く建築物で、集合住宅の用途に供する部分の床面積が、1,000 平方メートルを超えるものとする。

## (新築する場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物の建築主は、前条に規定する建築物を新築しようとするときは、駐車施設附置率が 30 パーセント以上の駐車施設を当該建築物の敷地又は建築物に附置しなければならない。ただし、自動車の保有率が低いなど、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、当該駐車施設附置率を緩和することができる。

## (増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築主は、第 4 条に規定する建築物(増築又は用途変更(法第 2 条第 14 号に定める大規模の修繕又は同条第 15 号に定める大規模の模様替えを伴うものに限る。以下同じ。)後に第 4 条に規定する建築物となるものを含む。以下同じ。)を増築又は用途変更をしようとするときは、当該増築又は用途変更に係る住戸若しくは住室の数に、10 分の 3 を乗じて得た数値以上の駐車施設を、当該建築物の敷地又は建築物に附置しなければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

## (駐車施設の規模)

第7条 前二条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、自動車の格納又は駐車用に供する部分の 1 台当たりの規模は、幅 2.3 メートル以上、奥行き 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、集合住宅に供する部分の床面積が、2,000 平方メートルを超える建築物は、駐車施設のうち 1 台以上は幅 3.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上のものとする。

(附置の協議)

第 8 条 建築主は、第 4 条に規定する建築物を新築、増築又は用途変更しようとするときは、駐車施設の位置を明示した配置図その他の関係図書を、法第 6 条第 1 項の申請前又は法第 18 条第 2 項の通知前に区長に提出し、協議するものとする。

(建築物の敷地が駐車場整備地区等の区域の内外にわたる場合)

第 9 条 建築物の敷地が、駐車場整備地区等の内外にわたるときは、当該敷地が第 3 条に規定する区域に過半が属する場合は、第 5 条及び第 6 条の規定を適用する。

(附置の特例)

第 10 条 建築主は、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず区長が特にやむを得ないと認めた場合は、当該敷地からおおむね 300 メートル以内の場所に、その駐車施設を附置することができる。

(駐車施設の管理等)

第 11 条 この要綱により設けた駐車施設の所有者及び管理者は、駐車施設が常に良好な状態で使用できるように当該敷地、構造及び設備を維持し、管理しなければならない。

2 建築主並びに駐車施設の所有者及び管理者(以下「管理者等」という。)は、騒音の防止策等、駐車施設が周囲の環境に与える影響について配慮した措置を講ずるよう、努めなければならない。

(勧告等の措置)

第 12 条 区長は、本要綱に従わない管理者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 区長は、管理者等が前項の勧告に従わないときは、管理者等の氏名の公表など必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、都市整備部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日から起算して 3 ヶ月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者は、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、駐車施設を附置しないことができる。

附則

この要綱は平成 5 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 15 年 1 月 1 日から適用する。

問合せ先 渋谷区都市整備部建築課審査係  
電話 03 - 3463 - 2729